

# 令和元年度 実地指導是正改善項目

法人名：社会福祉法人 仁摩福祉会

是正・改善指示事項	是正・改善状況（改善計画）
<p>【指定介護老人福祉施設・指定（介護予防）短期入所生活介護（特別養護老人ホームしおさい・しおさい新館）】</p> <p>◆文書により改善報告を求めるもの</p> <p>1. 「身体的拘束」について</p> <p>指定介護老人福祉施設は、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の適正化を図るため、介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施することとなっている。</p> <p>しかしながら、貴施設では、当該研修の年2回以上の実施がされていない年度があったので、必ず実施すること。</p> <p>（介護老人福祉施設基準条例第15条6項（3）、解釈通知）</p> <p>2. 「夜勤職員配置加算」について</p> <p>当加算を算定するに当たっては、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っていないなければならない。また、夜勤を行う職員の数を算定するに当たり、1日平均夜勤職員数を求める場合は、暦月ごとき夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）における延べ夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てることとされている。</p> <p>しかしながら、貴施設では当加算の算定の可否についての確認を上記計算方式において確認していなかったため、前回実地指導以降の月（平成28年11月分）から現在までの加算の要件を満たしているか確認し、要件を満たしていない月があれば、当該月分は過誤調整すること。（なお、今年度（2019年4月～9月）における確認書類については、改善報告書に添付すること。）</p>	<p>【指定介護老人福祉施設・指定（介護予防）短期入所生活介護（特別養護老人ホームしおさい・しおさい新館）】</p> <p>身体的拘束等の適正化のための研修会について、介護職員その他の従業員に対し年間研修計画に組み込み、定期的に（年2回以上）開催致し資質向上に努めます。</p> <p>延夜勤時間数（指定介護老人福祉施設・指定（介護予防）短期入所生活介護（特別養護老人ホームしおさい・しおさい新館））における施設合計の計上を毎月確認できるよう整備し、過去の（H28年11月以降）について要件を満たしているか確認致しました。今年度4月～9月における確認書類を添付しましたのでご査収の程よろしくお願い致します。</p> <p>今後は毎月の確認を行い、夜勤を行う職員数が1以上上回っていることを確認いたします。</p>